

## 土地・家屋に変更があるときは届け出を

税務課

固定資産税は、土地や家屋の使用状況によって、税負担が軽減されるものがあります。

土地や家屋の用途変更があった場合は、次のとおり届出してください。

特に家屋を取り壊したときには、「家屋取壊届出書」を提出してください。家屋を取り壊しても届出がないと、取り壊したことを把握するのが困難な場合が多く、誤って課税する原因にもなりますので、必ず届出してください。

●届出が必要なおときとその届出書などの名称 土地や家屋の状況に変更があった場合で、具体的には次のようなときです。

こんなとき	届出をする必要がある人	届出書などの名称
(1) 家屋を新築または増築した場合 (申告にあたっては家屋の評価を実施します)	家屋の所有者	新築住宅に関する固定資産税の減額申請書 未登記家屋取得届出書
	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(2) 家屋を建て替えるとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	住宅建替中の土地に係る申告書
(3) 家屋の全部または一部を取り壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書
	土地の所有者	
(4) 家屋の用途を変更した場合(例 店舗を住宅に変更など)	土地の所有者	住宅用地認定申告書
(5) 土地の用途(利用状況)を変更した場合(例 住宅の敷地を駐車場に変更など)		
(6) 家屋が災害などの事由により滅失または損壊したとき	家屋の所有者	家屋取壊届出書(固定資産税減免申請書)
	土地の所有者	被災住宅用地の特例適用申告書

## 年末調整・青色決算申告説明会開催

岐阜南税務署・税務課

【月 日】11月17日(火)

【場 所】笠松中央公民館

▼年末調整説明会 【時間】午前10時～正午

▼青色申告決算説明会 【時間】午後1時～3時

※説明会の案内書と申告に必要な関係書類を併せて事前に郵送しますので、当日ご持参ください。

【問合先】岐阜南税務署 ☎271-7111

税務課

## 主婦と税(パートと税)

税務課

### パート収入に対する税

パート収入は、通常、給与所得となります。

課税される所得は、パートの年収から給与所得控除額(最低65万円)と基礎控除(38万円)などの所得控除を差し引いた残額となりますので、パート収入が103万円以下でほかに所得がない場合は、所得税はかかりません。

ただし、パート収入が93万円を超える方は町県民税がかかる場合があります。

### 配偶者にパート収入がある場合

例えば、夫に所得があり、妻の収入がパート収入のみの方の場合、パート収入が103万円までであれば、夫は配偶者控除(38万円)が受けられます。

配偶者特別控除は、配偶者控除の対象でない妻について、妻の所得によって調整されますが、最高額は38万円です。この控除はパート収入が103万円を超えて141万円未満であれば受けることができます。ただし、夫の合計所得が1,000万円(給与収入で約1,231万円)を超える年には受けることはできません。

【問合先】税務課

不動産取引全般

# 赤門不動産

羽島郡笠松町北及 ☎387-3304

ごみの処理は(株)野々村商店に!!  
株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業  
(笠松町許可)

岐阜市則松2丁目157番地  
TEL 058-239-9921

産業廃棄物収集運搬処理業

瑞穂市野田新田3977-1  
TEL 058-327-4030